

## 広告掲載契約書《標準例》

(※個々の状況に応じて、条項が異なることがあります。)

横浜市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲（所管：水道局）の所有地（〇〇〇）（以下「本件土地」という。）への広告及び広告掲出に必要な工作物（以下「掲出物件」という。）設置に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本契約は、本件土地に、乙が民間企業等の広告を掲出する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

### （広告掲出仕様）

第2条 乙が広告を掲出できる場所及び広告の寸法・構造等は別紙に定めるとおりとする。

### （期間）

第3条 本契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 前項に定める期間には、掲出物件の設置等及び収去等に要する期間を含むものとする。

### （使用許可及び使用料）

第4条 乙は、本契約に基づき広告を掲出するときには、甲から地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく使用許可を、前条に定める期間について受けなければならない。

2 乙は、前項に定める使用許可を受けるに当たり、水道用地使用料を甲に対し納付しなければならない。

3 第1項に定める使用許可期間は、使用許可の開始日から1年間とする。ただし、乙は、第3条第1項に定める期間中は、使用許可期間満了の1か月前までに、1年を単位として目的外使用許可の更新を申請することができる。

なお、第3条第1項に定める期間を超えて使用許可を受けることはできないものとする。

### （広告料及び納付方法）

第5条 乙は、前条に定める水道用地使用料とは別に、本件土地が有する広告媒体としての価値を利用する対価として、甲が定めた広告料を1年毎に甲の発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに支払わなければならない。

2 前項の広告料は、年額金〇〇〇円に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

### （広告主及び広告内容の審査）

第6条 乙は、広告主の選定及び広告の内容・デザイン等（以下「広告内容等」という。）について、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準及び施設広告掲出仕様書を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出できないものとする。

2 乙は、前項に定める甲の審査を受けるに当たっては、掲出する広告の図案を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。

3 甲及び乙は、広告主及び広告内容について、当該施設及び周辺地域の美観並びに公共性

に留意しなければならない。

(広告内容等の修正)

第7条 甲は、広告主及び広告内容等が横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準及び施設広告掲出仕様書に違反しているとき又は本件土地に掲出する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告内容等の修正を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならないものとする。

2 前項の修正にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(広告内容等の変更)

第8条 乙は、自己の都合により広告内容等を変更するときは、変更の1か月前までに甲に協議し、その審査及び承認を得るものとする。

(広告内容等についての責任)

第9条 乙は、広告主との間で、次の各号に定める事項について合意しなければならない。

(1) 広告内容等に関する一切の責任は広告主及び乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権の全てにつき必要な権利処理が完了していることについて、広告主及び乙が保証すること。

(3) 甲に対して広告主の責に帰する事由で第三者から本契約に基づく広告の掲出に関連して損害を被った旨の申立て又は損害賠償の請求がなされた場合は、広告主及び乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(乙と広告主との契約)

第10条 乙は、広告の掲出に当たり、広告主との間で広告掲出に関する請負契約を締結し、請負業務の対価として報酬を受領できるものとする。

(広告の製作及び掲出物件の設置、撤去等)

第11条 広告の製作及び掲出物件の設置、撤去等の広告の掲出に係る作業は、乙が自己の負担により調整・実施するものとする。

(作業等の委託)

第12条 乙は甲の承認を受けて、前条に定める作業を、当該業務を実施することが適切な第三者に委託することができる。

(広告掲出に当たっての留意事項)

第13条 乙は、掲出物件の設置及び広告の掲出に当たっては、甲による本件土地の維持管理に支障とならない場所及び構造とするよう配慮しなければならない。

2 乙は広告(掲出物件を含む。)の倒壊、落下及び剥離等により、通行人等に危険を生じさせることの無いようにしなければならない。

3 甲は、乙に対して、第1項及び前項の留意事項についての助言、指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担するものとする。

4 広告の掲出及び撤去に関する作業は、甲が指定する日時に行うものとする。

5 乙は、広告の掲出に当たり、近隣土地建物の所有者又はその賃借人から苦情があった場

合には、乙の責任と費用でこれを解決しなければならず、説明を求められた場合には、乙の責任において行うものとする。

(広告の破損又は紛失時の対応)

第14条 乙は、広告(掲出物件を含む。)が破損、汚損又は紛失等したときは、速やかに復旧をしなければならない。

2 甲は、広告(掲出物件を含む。)の毀損、汚損又は紛失等を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

3 第1項に定める復旧にかかる経費は、乙が負担するものとする。

(広告の一時撤去)

第15条 甲は、次の各号に該当する場合は、既に広告が掲出されているときは、当該各号に定める事由が解決されるまでの間、乙に広告の一時撤去を指示することができ、乙はこの指示に従わなければならないものとする。

(1) 甲の指定する期日までに広告料の納付がないとき。

(2) 乙が法令又は本契約の内容に違反したとき。

(3) 広告主又は広告内容等が横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準及び施設広告掲出仕様書に違反したとき。

(4) 第7条第1項による広告内容等の修正を乙が行わないとき又は第13条第3項の甲の助言及び指導に乙が従わないとき。

(5) その他、広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当な理由があると甲が判断したとき。

2 前項の一時撤去の理由となった事由が解消されたとき又は甲が認めるときは、乙は広告の掲出を再開することができる。

3 第1項に基づく広告の一時撤去及び前項の再掲出にかかる費用は乙が負担するものとする。

4 第1項に基づく甲の指示があつたにも関わらず、撤去に必要な相当期間内に乙が広告の撤去を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく当該広告を一時撤去することができるものとし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

5 本条に基づき広告の一時撤去が行われた場合、甲は一時撤去期間中の納付済みの広告料を違約金として収受し、その返還をしないものとする。

6 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に通告し、本契約を解除できるものとする。

(1) 第4条第1項の使用許可が得られないとき若しくは取り消されたとき又は本件土地の使用を廃止したとき。

(2) 法令違反又は正当な理由なく本契約に違反したとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があつたと

き。

(5) 乙が、破産の申立て、更正手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、本件土地を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第238条の4第9項に基づき第4条第1項に規定する使用許可を取り消すとともに、本契約を解除することができるものとする。

3 第1項の規定により本契約が解除された場合、甲は納付済みの広告料を違約金として收受し、その返還をしないものとする。

4 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲が正当な理由なくこの契約に違反したときは、書面により甲に通告し、本契約を解除できるものとする。

(契約の期間内解除)

第18条 本契約の存続期間中に、乙にやむを得ない事情があるときは、乙は、書面により甲に対し本契約の解除を申し入れることができるものとする。

2 前項の場合において、乙にやむを得ない事情があると甲が認めたときは、本契約は、解除の申入れがなされた日から起算して3か月以内に終了するものとする。

(広告料の返還)

第19条 前条の規定に基づき乙が本契約を解除したときは、甲は、納付済みの広告料を返還しないものとする。

2 第16条第2項の規定に基づき甲が本契約を解除したとき又は第17条の規定に基づき乙が本契約を解除したときは、甲は、納付済みの広告料のうち期間未経過日数に相当する額を返還するものとする。

なお、返還する広告料は、当月暦月の日数の如何にかかわらず、1か月を30日として日割計算をするものとする。

3 前項の規定により返還する広告料には利子を付さないものとする。

(解除に伴う撤去等)

第20条 乙は、第16条から第18条までの規定に基づき本契約が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく広告(掲出物件を含む。)の撤去を行わなければならないものとする。

(撤去及び解除に伴う広告主への補償等)

第21条 乙は、第16条から第18条までの規定に基づき本契約が解除された場合において、広告主に対して損害の補償及び広告料の返還等を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(契約解除時の届出・返還義務)

第22条 乙は、第16条第1項第2号から第5号まで及び第18条の規定に基づき本契約が解除された場合において、契約が解除された日から30日以内に、第4条第1項に規定する使用許可に係る返還届その他必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第23条 乙は、第6条第1項に基づき広告の掲載が認められなかった場合、第7条第1項に

基づき広告内容等の修正を行った場合、第13条第3項に基づく甲の助言・指導に従った場合、第15条第1項に基づく一時撤去があった場合及び第16条第1項に基づき本契約が解除された場合は、甲に対し損害の賠償を請求しないものとする。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害の一切を賠償しなければならないものとする。

3 乙は、本契約を履行するに当たり、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決するものとする。

(原状回復)

第24条 乙は、本契約が満了したとき又は第3条第1項に定める期間中に本契約が解除されたときは、速やかに本件土地を本契約締結時の原状に復して甲の指定する期日までにこれを返還しなければならないものとする。

2 前項の「原状に復して」とは、地上地中を問わず乙により、本件土地に設置され、埋設され又は搬入された一切の物（工作物等土地の定着物のほか、一切の動産を含む。）を撤去搬出し、本契約締結時と同一の使用可能状態にすることをいう。ただし、甲が書面により原状回復を免除したものについては、この限りでない。

3 乙が、第1項に基づき甲に本件土地を返還した後、本件土地上に残置された物（工作物等土地の定着物のほか、一切の動産を含む。）が存在する場合、甲は、乙がその所有権を放棄したものとみなし、任意の方法でこれらを収去搬出又は処分することができるものとする。

4 乙が、第1項に基づく本件土地の返還義務（原状回復義務を含む。）を怠ったため甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対し損害の賠償を請求することができるものとする。

(著作権等)

第25条 乙は広告の作成及び掲出に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならないものとする。

2 甲が、本契約に基づき施設に掲出されている広告が掲載されている写真又は画像データを、施設や事業の紹介等の行政目的のために他の印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第26条 乙は、本契約から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならないものとする。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(横浜市屋外広告物条例に規定する手続)

第27条 広告物の設置に当たり横浜市屋外広告物条例による許可が必要な場合は、乙が一連の申請手続を行うとともに、その費用を負担するものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第28条 乙は契約の履行に当たって、横浜市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団

又は同条第4号に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(費用負担)

第29条 本契約の締結及び履行に関して要する費用は、乙が負担するものとする。

(通知事項)

第30条 乙に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は、甲に対し遅滞なくその旨を書面で通知しなければならない。

- (1) 所在地、社名又は連絡先若しくは電話番号等を変更したとき。
- (2) 代表者に異動が生じたとき。
- (3) 会社の合併等により本契約の承継があったとき。
- (4) その他本契約の継続に支障があるとき。

(協議)

第31条 本契約事項の解釈に疑義が生じたとき又は本契約に規定のない事項は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(裁判管轄)

第32条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

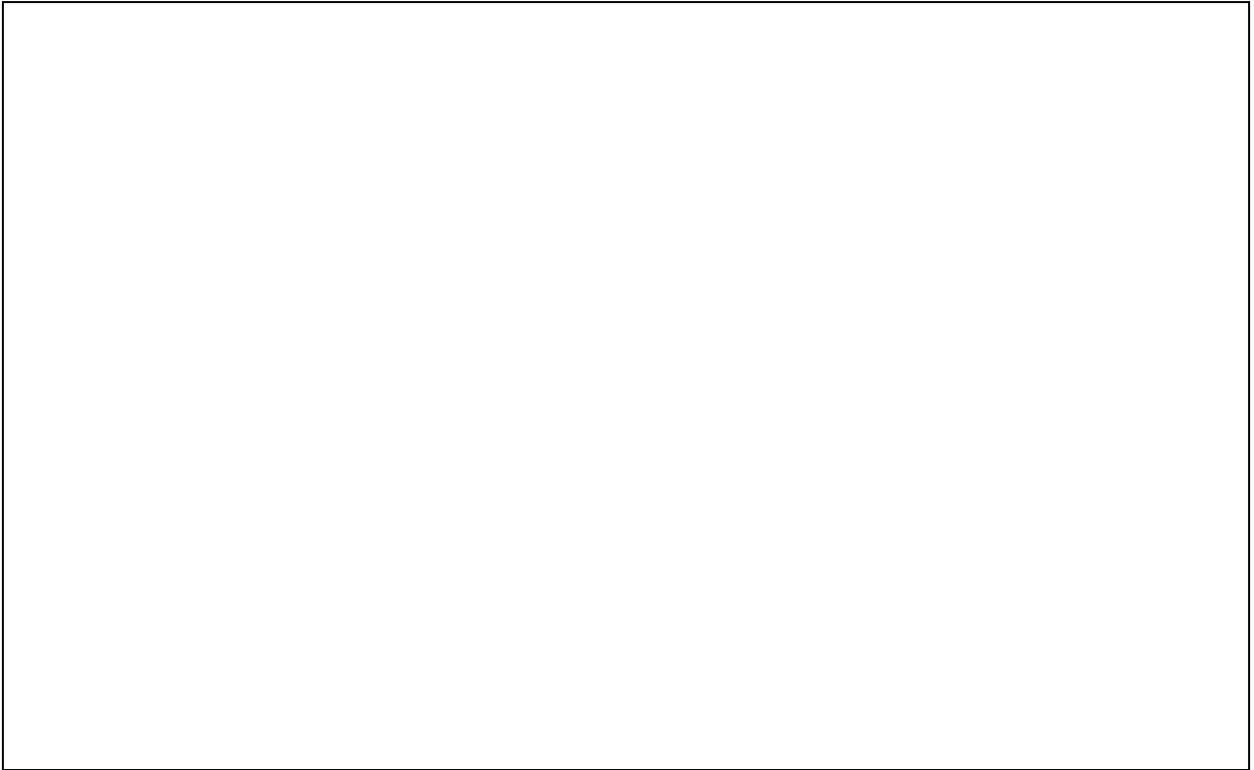
令和 年 月 日

甲 住 所 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
氏 名 横浜市  
横浜市水道事業管理者  
水道局長

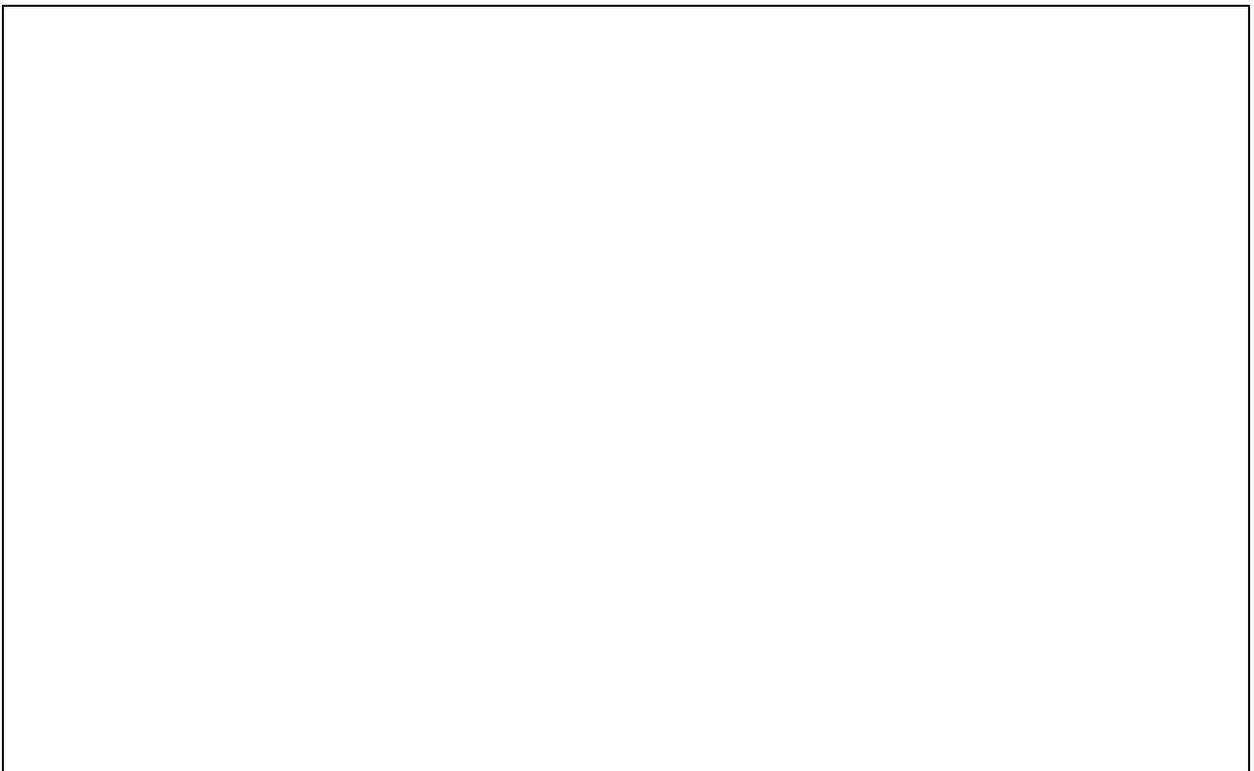
乙 住 所  
氏 名

別 紙

広告掲出場所

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for providing details about the advertising placement location.

広告の寸法及び構造等

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for providing details about the advertising dimensions and structure.